

令和5年2月15日	
所 属	福祉課
所属長	島山 直樹
電 話	06-6489-6348

阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金の債権放棄について

災害援護資金は、自然災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた方への貸付制度です。

阪神・淡路大震災は、未曾有の大災害で、義援金の配分も十分ではなく、給付制度である被災者生活再建支援金もなかったため、生活再建のためのまとまった資金を手にするには災害援護資金貸付制度に頼らざるを得ない状況でした。

本市では、これまで債権回収や法の規定に基づく借受人の償還免除など、適切に債権管理を行い、ほとんどの債権回収・免除が終了しましたが、現在も依然として、免除の対象とならない少額償還者や所在不明者に対する未償還債権が残っており、償還者の多くの方がご高齢となっている現状から、完済に至ることは困難な状況となっています。

また、本年度末に市が国・県に対して貸付原資を償還する最終履行期限が到来する中、来年度以降は、回収額よりも債権管理コストが上回る状態が見込まれ、さらには、本年度に市が借受人への債権放棄を行った場合は、兵庫県が財政支援を行う方針を示しています。

これらの状況を総合的に勘案し、本市としては残る全ての債権の放棄を行い、被災者生活の再建に向けて一区切りをつけるものです。

1 災害援護資金貸付制度

貸付限度額は350万円（貸付原資は市が国から2/3、県から1/3を借受）

本市では4,002件、約68億円を貸付（令和4年11月末現在で98.8%を回収・免除）

2 債権放棄内容

次の債権放棄議案を令和5年2月第12回尼崎市議会定例会に提出します。

件数	72件
元金	約7,600万円※

※ 他、利子約700万円についても放棄します。

3 債権放棄基準日

令和5年2月第12回尼崎市議会定例会で議決を得た日

4 借受人等への周知

近日中に、償還中の借受人と保証人に対して債権放棄議案を提出している旨の案内を行います。また、債権放棄の議決を得た場合、速やかに改めて債権放棄についての通知を行います。

以 上